主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告の理由は別紙記載のとおりである。

所論は判例違反を主張するけれども、引用の判例は本件と事案を異にし適切を欠き、原決定の認定を非難するものに外ならず、論旨は特別抗告適法の理由とならない。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり 決定する。

昭和三六年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 高 | 橋 | | 潔 |
|--------|----|---|---|---|
| 裁判官 | 河 | 村 | 又 | 介 |
| 裁判官 | 垂 | 水 | 克 | 己 |
| 裁判官 | 石 | 坂 | 修 | _ |
| 裁判官 | 五鬼 | 上 | 堅 | 磐 |